

二千六年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)(先議)

要旨

この条約は、二〇〇六年(平成十八年)二月にジュネーブで開催された国際労働機関(ILO)の総会において採択されたものであり、船員に関する既存の条約等を統合し、国際的に広く受け入れられるべき労働基準を設定するとともに、その実効性を高めるため、寄港国検査等の措置について定めている。

この条約は、前文、本文十六箇条、五章から成る規則及び規範並びに付録から成り、本文はこの条約全体に適用される原則、義務及び条約上の手続事項を、規則は船員の労働基準について分野別に具体的な原則及び目的を、また、規範は規則を実施する具体的方法をそれぞれ定めており、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、原則として、全ての船員並びに商業活動に通常従事する全ての船舶であつて、軍艦、漁船及び伝統的構造の船舶以外のものについて適用する。

二、全ての船員は、安全な職場、公正な雇用条件、適切な労働条件及び生活条件並びに社会的な保護に係る権利を有する。加盟国は、これらの権利がこの条約上の義務に従つて完全に実現されることを確保する。

三、加盟国は、自国の管轄の下にある船舶及び船員について、この条約に基づく約束を履行するために制定された法令その他の措置を実施する。また、加盟国は、この条約を批准していない国を旗国とする船舶がこの条約を批准している国を旗国とする船舶よりも有利な取扱いを受けないことを確保する。

四、規則及び規範A部の規定は、義務的なものとし、加盟国は、規範A部の関連規定に定める方法で各規則を実施するとともに、義務的な規定ではない規範B部の規定について妥当な考慮を払う。

五、加盟国は、自国を旗国とする船舶における船員の労働条件に関する検査及び証明のための効果的な制度を構築し、公の機関等に検査又は証明書の発給を行う権限を与えることができる。加盟国の港に寄港する外国船舶は、この条約上の義務の遵守状況を検討するため、寄港国による検査の対象となることがある。

六、この条約は、「千九百二十年の最低年齢（海上）条約（第七号）」等の条約を改正する。我が国が締結し、かつ廃棄していない「千九百七十年の災害防止（船員）条約（第三百三十四号）」等の条約は、この条約の我が国についての効力発生を条件として、この条約の締結により廃棄される。

七、この条約は、三十以上の加盟国であつてその商船舶腹量の合計が総トン数で世界の商船舶腹量の三十三パーセントに相当する商船舶腹量以上となるものの批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。